

Title	〔商法二四二〕 債権者の本店所在地を管轄する裁判所に提起された 売買代金請求訴訟の支店所在地を管轄する裁判所への移送 (東京高裁昭和五三年四月二一日決定)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.4 (1984. 4) ,p.94- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840428-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一二四二〕

債権者の本店所在地を管轄する裁判所に提起された
 売買代金請求訴訟の支店所在地を管轄する裁判所への移送

〔判示事項〕

債権者の本店所在地を管轄する裁判所に提起された売買代金請求訴訟が支店所在地を管轄する裁判所に移送された事例

〔参照条文〕

民法三〇条・五条、商法五一六条

〔事実〕

Xは、本店を東京都内に有する時計バンド、ライター等の売買を目的とする株式会社であり、福岡市に所在するY株式会社（以下Yという）と昭和四五年より取引をしていたが、売掛代金債権を有したので、Xの本店所在地を管轄する東京地方裁判所にその請求訴訟を提起した。これに対しYは、本件取引は、Xの福岡支店との取引であり、義務履行地も福岡市であるとして、管轄違いを理由に福岡地方裁判所への移送を申立てたが、原審はこれを却下した。

（東京高裁昭和五三年四月二日決定
 昭和五二年（ワ）一一二〇号移送申立却下決定に対する即時抗告事件
 判例時報八九四号一一頁）

そこでYは、Yの普通裁判籍は福岡市であり、YとXとの取引は、その開始当初からXの福岡支店との間でなし、その代金の支払方法は、右支店の社員が取立て、または右支店の取引銀行である福岡市内のS銀行福岡支店に持参または振込んでいたこと、Xの福岡支店は、二つの営業部門と管理課を置き、支店長を含めて三五名の陣容で営業活動をしている主体的事業所であること、Xの本店が請求書・領収書を発行していたとしても、それは今日のコンピュータによる集会的会計処理にすぎず、営業の実体は福岡市にあることは疑いない、として、Yの債務の履行地も福岡市であると主張し、原決定の取消と、本件の福岡地方裁判所への移送を求めて即時抗告した。これが本件である。

そしてYは、Xは右支店を商法上の支店として登記しているから、支店としての実体を有しないことをもって善意の第三者

たるYに対抗することができないのみならず、右支店は、ある程度の独立性を有し、支店たる実質を有すること、本件取引の代金支払義務の履行場所はXの福岡支店で、代金支払義務の履行場所をXの本店とする旨の合意はなかったと主張した。これに対し、Xは、本件取引は本店の管理下において行われ、その請求、弁済受領も本店名義でしているので、本件取引も本店の直接取引であり、支店のした取引ではないから、その義務履行地は本店所在地の東京都である。そうでないとしても、履行場所を本店所在地とする旨合意したと主張した。

〔判旨〕

原決定取消。

裁判所は、Xの福岡支店は、昭和四三年六月一日福岡市内に設置されてその旨登記され、その後同じ福岡市内の現在場所に移転したが、右支店所在地においてもXの本店所在地における同一内容の登記がなされていることを認めている。そして以下の点を認定した。

(1) Xの福岡支店は、喫煙具事業部及び時計事業所の二部と管理料によって構成され、従業員は全部で三五名で、右各部にはそれぞれ支店長の肩書を有する者が配置されて統轄し、管理課はその二つの部の営業についての事務手続を行うものとされているが、支店全体を統轄する役割は存在しないこと、

(2) 支店の営業は、本社の決定した月間売上、回収目標額を基準として、支店所属の従業員が直接顧客と売買（継続的売買を含

む）契約を締結し、商品を引き渡し、管理課を通じて本社にその取引内容を通知し、本社が本社名義の請求書を作成して顧客に直接送付し、その支払を催告するという方法で行われていること、

(3) 右請求書は三枚つづりとなっており、①東京銀行福岡支店を通じて同銀行本店のXの普通預金口座へ代金の振込を依頼するための振込依頼書、②右福岡支店から東京銀行本店を経由してXに送付される振込通知書、③東京銀行福岡支店が振込人に対して発行する振込金受領書で、その請求書用紙の裏面には「銀行振込分に対してはXとしての領収書の発行を省略させていただきます。振込銀行から発行されることの「振込金受領書」を大切に保存して下さい」との文書が印刷されていること、

(4) 顧客が代金の支払を遅滞した場合には、支店従業員がこれを督促し、代金の全部または一部が右振込の方法によらずに現金・小切手の交付等によってなされる場合には、X名義の、事業所名欄に福岡、扱者名欄に当該受領者名の各記入がなされた領収書が右支払人に交付されていること、

(5) 本件YとXとの売買取引も上記のような方法によって行われていること、そして、これら認定事実をもとに、判旨は、「Xの福岡支店の組織および活動の実態は、確かに特定の主宰者の一定範囲における裁量と責任の下において、全体が一個のまとまった、ある程度の独立性をもつ営業活動単位をなすものとして事業が営まれるという支店の典型的形態からは多少遠ざかっ

ているものであることを否定することはできない。しかしながら、Xが福岡支店を商法上の支店として登記している以上、Xは同支店が支店としての実体を有しないことをもって善意の第三者に対抗することができず（最高裁判所第一小法廷昭和四三年一〇月一七日判決集二二巻一〇号二〇四頁参照）、本件においてはYが悪意であることにつきなんらの立証がないから、相手方は右福岡支店が商法第五一六条三項にいう支店に該当しない旨を主張することができないのみならず、これを実質的にみても、Xの福岡支店が支店たる実体を欠くものということはできない。」

「すなわち、情報の伝達と処理の方法が飛躍的に発展した今日においては、本店の支店に対する連絡と統制が極めて容易となり、それに伴って支店の本店に対する相対的独立性もおおのずから減少し、その重点は当該地域社会との密接な接触という方向に移動せざるをえないのであって、本件においても、Xの営業である喫煙具や時計の販売が商品の大量的、定型めかつ継続的販売である関係上、代金の請求支払に関する事務を本社で一括処理するのが便宜であるところから、右に述べたような営業方式がとられながらも、他方支店自体はそれぞれの地域における販路の拡張や顧客との交渉、及び取引関係の設定及び維持上必要であるとして、専らかかる活動目的のために存置せしめられているものと考えられるのである。このようにみると、Xの福岡支店が、若干の不完全さをもつとはいえないお前記のような組織と構成をもち、上に認定したような営業活動をしてい

る以上、それは単なる本社の機械的一分肢ではなく、ある程度の独立性を有する営業体として商法上の支店たる実質を有するものとみるのが相当であるといえべく、Xが福岡支店につき前記のように支店の登記をしたのも、主としてこのような理由によるものと考えられるのである。そしてXの福岡支店の従業員らが、右に述べたような支店設置の趣旨、目的に従い、当該地域における顧客の開発や取引関係の維持継続のために活動し、その一環として顧客との間で売買契約の締結、商品の引渡その他これらに関する諸般の行為をし、取引の相手方もまた専らこれらの従業員をXの支店の従業員として認識し、これとの間で売買取引等に関する折衝等を行っている以上、この間における支店従業員と顧客との間の売買取引は、商法五一六条三項の趣旨に照らしても同条同項にいう支店においてした取引に該当するものといえべきであり、前記のように、Xの内部関係において支店自体に売買取引に関する裁量が乏しく、また売買代金の請求等につき直接本店がこれに介入する等の事実が存しても、これらの事情は右結論を動かすに足りるものとはいえない。そうすると、本件売買契約における売買代金支払義務の履行場所は、前記商法五一六条三項及び一項により、当事者間に特段の意思表示が存しない限りXの福岡支店であるといわなければならない。」

次に本件売買契約において、売買代金の支払義務の履行場所をXの本店とする旨の合意が存するかについては、「前記認定し

た事実、特に代金の支払請求が直接本社から本社名義で買主であるYに対してなされ、代金の支払が通常東京銀行本店におけるXの普通預金口座に振り込むという方法でなされているということから、直ちにXのいうように右代金支払義務の履行場所をX本店所在地とする旨の合意が成立していたものとすることはできない。ただし、右の請求書は、売買契約が成立し、その目的物が引き渡されたのちに発行されるものであって、売買契約締結の際における合意の内容を直接に示すものではなく、本件においては、右証拠を補強し、上記内容の合意の成立を肯定せしめるような他の証拠はならぬ提出されていないからである。もっとも契約締結当時このような約定が存しなくても、その後Xが右のような形式による代金の請求をし、取引の相手方であるYがこれに従い銀行振込によって売買代金を送金していたという事実が存するときは、これによって両者間に代金の支払場所をXの本店とする旨の暗黙の合意が成立したものと解すべきではないかとの議論もありうるであろうが、本件においてはこのように解することも相当ではないと考える。なんとすれば、Xは自己の便宜から、本店が代金の直接本店への支払を請求するという方法をとっているとはいえず、他方取引先の便宜をも考慮し、最寄りの銀行にXの銀行預金口座への振込依頼の方法をとることを勧奨し、右取引先がこの方法をとったときは、振込依頼先銀行による振込金受領書をもってXの代金領収書に代えることとしており、このことは、買主が右振込依頼をしたとき

はXの危険負担において売買代金支払義務の履行があったものとする旨を表示したものと解されないではなく、結局これをもってXが売買契約に関して代金の支払場所を本店とする旨を明確に表示したものとすることはできず、したがって取引の相手方がその勧奨する方法によって代金の支払をしているとしても、このことからそこに代金支払場所についてこれをXの本店とする旨の暗黙の合意が成立したものと推認することは困難であるといわざるをえないからである。また、前記のようにXの福岡支店における売買代金の支払の事実及びこれに伴う支店扱による本店名義の領収書の発行の事実が存することも、右の結論を補強するものといえることができる。

〔研究〕

一、民事訴訟法第五条は、「財産権上ノ訴ハ義務履行地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得」と規定している。民法上、債務履行地は原則として債権者の住所とされている(民法四八四条)が、商人の取引上の債務は営業所を中心として発生するのが通常であることから、商法は民法と異なり、営業所を住所に優先させている(商法五一六条一項)。そして、支店においてなした取引についてはその支店をもって営業所とみなすこととしている(商法五一六条三項)。しかし支店はもともと営業所であるから、この規定の表現は不正確であるが、これは、その取引から生じた債務はその支店が債務履行地となるという意味と解すべきである。この規定からすると、本件の売買代金の義務履行地は、X

の現時の営業所で、その取引が支店においてなしたものであればその支店ということになる。ところで本件では、Xの福岡支店が商法五一六条三項にいう支店に該当するか否かが争われ、また本件の訴訟目的である債権の発生原因たる売買契約も同条同項にいう支店においてした取引に該当するかどうか争われているので、本件においてはまず支店とは何かが問題となる。支店とは、商人が同一営業のために数個の営業所を有する場合、その主たる営業所を本店というのに対し、従たる営業所をいうのである。（大審院昭和二六・七・一八刑事第四部判決は「支店は本店に従属し、而も之と所在を異にする営業所にして、本店の指揮命令に従ひ、単なる機械的取引をなすだけでなく、一定の範囲内に於て、本店より独立して、その営業に属する取引を自由に決定施行する設備を有する営業所」であるとしている）。そしてここに営業所とは、営業活動において単に内部的に指揮命令が発せられる場所であるだけでは足りず、外部的にも客観的に営業活動の中心となっていないければならず、ある程度の独立性を有するものであることが必要である。このように、それが支店であるか否かはその実体によって定まり、実際に用いられている名称や登記のいかんに拘わらない。したがって、そこが対内的に本店とは別個独立に経理面または人事面等で処理できる場所であり、また対外的にも一定の範囲で独自に営業活動をすることができる場所であるならば支店であるといえる。そこで支店であるための要件としては、①場所の異なる数個の営業所が存在すること、②それら

の営業所が、同一商人の同一営業のために存在すること、③従たる営業所たることといえよう。したがって、倉庫・工場・申込所、品物の受渡場所のような、営業の補助的・準備的・仲介的行為をなすに過ぎない場所や、売店・停車場・派出所のような、その取引が全く他の場合に服従してなされるような場所は支店とはいえない。また、本店も支店も一人の商人の営業所であつて、権利の主体ではないから、本店と支店との間には計算上の取引はあり得ても、法律上の取引はあり得ないことになる。

それならばいかなる事実が認定されるとそれが支店といえるかであるが、これを判例にみても、常時五人の職員をおく東京出張所で、Aに所長を命じて同営業所職員の指揮監督をさせ、主として本店工場で製造した小型車輛の販売とこれに伴う集金などの事務を担当させていたこと。このほか小型車輛の部品の購入、小型車輛の修理なども行っていたこと。そのため中央区にあるD銀行に普通預金口座を設けて送金、必要経費の支弁、職員の給料の支払などにこれを利用していた事実を認定し、これらの事実から東京出張所を単に機械的に取引を行うにすぎないものと異り、ある範囲において本店から離れて独自に営業活動を決定し、対外的に取引をなしうる組織を有していたとして、いわゆる支店と判断したケースがある（最判昭三五・四・一四民集一四・六・一三八四）。また、保険契約の締結、保険料の徴収ならびに保険事故ある場合の保険金の支払をその基本的業務

とする会社において、保険契約の締結、保険料の徴収ならびに保険事故ある場合の保険金の支払をその基本的事務内容とする大阪中央支社について、新規保険契約の募集と第一回保険料徴収の取次がその業務のすべてであって、その会社の基本的事業行為たる保険業務を独立してなす権限を有していないということから、大阪中央支社はその会社の主たる事務所と離れて一定の範囲において対外的に独自の事業活動をなすべき組織を有する従たる事務所たる実質を備えていないとして支店ではないとしているものがある(最判昭三七・五・一民集一六・五・一〇三二)。そこでそれが支店であるか否かは、その場所で限定された範囲の行為だけをなすにすぎない本店の中継的な存在か否かがきめてであるといえる。本件では判旨は、(1) Xの福岡支店は、喫煙具事業部及び時計事業部の二部と管理課によって構成され、従業員は全部で三五名で、右各部にはそれぞれ支店長の肩書を有する者が配置されてそれぞれの部を統轄し、管理課は右各部と離れて両部の営業についての事務手続を行うものとされているが、支店全体を統轄する役職は存在しないこと。(2) 支店の営業は、本社の決定した月間売上、回収目標額を基準として、支店所属の従業員が直接顧客と売買契約を締結し、商品を引き渡し、管理課を通じて本社にその取引内容を通知し、本社が本社名義の請求書を作成して顧客に直接送付し、その支払を催告するという方法で行われていること。(3) 右請求書は、東京銀行福岡支店を通じて同銀行本店のXの普通預金口座へ代金の振込を依頼す

るための振込依頼書、右福岡支店から東京銀行本店を経由してXに送付される振込通知書、東京銀行福岡支店が振込人に対して発行する振込金受領書の各用紙と一体となっており、また右請求書用紙の裏面には「銀行振込分に対してはXとしての領収書の発行を省略させていただいております。振込銀行から発行されるところの振込金受取書を大切に保存して下さい」との文言が印刷されていること。(4) 顧客が代金の支払を遅滞するような場合には、支店従業員がこれを督促し、代金の全部または一部が右振込の方法によらず現金、小切手の交付等によってなされる場合には、X名義の、事業所名欄に福岡、扱者名欄に当該受領者名の各記入がなされた領収書が右支払人に交付されていること。(5) 本件YとXの売買取引も、この方法によって行われていることを認定し、以上の認定事実からすれば、Xの福岡支店は単に営業の実行行為をなすに過ぎない場所ということではなく、また、取引や営業活動の一部が行われていて独立の権限のないものということとはできないとしているが、これを支店と認定した判旨の結論は正当ということができると考える。ただし以上の事実から、「Xの福岡支店の組織及び活動の実態は、……特定の主宰者の一定範囲における裁量と責任の下において、全体が一個のまとまった、ある程度の独立性をもつ営業活動単位をなすものとして事業が営まれるという支店の典型的形態からは多少遠ざかっているものであることを否定することはできない。しかしながら、Xの福岡支店を商法上の相手方の支店とし

て登記している以上、Xは同支店が支店としての実体を有しないことをもって善意の第三者に対抗することができず、……本件においてはYが悪意であることにつきなんらの立証がないから、Xは右福岡支店が商法五一六条三項にいう支店に該当しない旨を主張することができないのみならず、これを実質的にみても、相手方福岡支店が支店たる実体を欠くものということはできない」として、その表現からすると、支店としての登記がなされていることを判断理由としているが、支店でないものを登記してもそれを債務履行地とすることはできないから、むしろ判旨も述べる如く、「情報の伝達と処理の方法が飛躍的に発展した今日においては、本店の支店に対する連絡と統制が極めて容易となり、それに伴って支店の本店に対する相対的独立性もおのずから減少し、その重点は当該地域社会との密接な接触という方向に移動せざるをえないのであって、本件においても、Xの営業である喫煙具や時計の販売が商品の大量的、定型のかつ継続的販売である関係上代金の請求支払に関する事務を本社で一括処理するのが便宜であるところから右に述べたような営業方式がとられながらも、他方支店自体はそれぞれの地域における販路の拡張や顧客との交渉、及び取引関係の設定及び維持上必要であるとして、専らかかる活動目的のために存置せしめられているものと考えられる」として、「それは単なる本社の機械的一分岐ではなく、ある程度の独立性を有する営業体として商法上の支店たる実質を有するものとみるのが相当である」

ことだけで充分であったと考える。

二、次に、商法五一六条一項、三項は任意規定であるから、實際上特約または商慣習によって債務の履行場所が定まることが多い。したがって特約があればその特約に従ってなされることになる。

そこで本件でも債務の履行場所について当事者間の合意があったか否かが問題となる。判例には、保険契約の成立後、数回保険料の払込みを代理店とした事実があるときは、その代理店の所在地を保険料の支払地とする黙示の特約をしたものと認められるとしたものがあるが(大判・大正二三・五・一九新聞三二七四・二二)、本件の場合、判旨も認定しているように、Xの便宜から支払請求は直接本社からなされていると考えられるから、代金の支払場所をXの本店とする旨の合意はなかったと解すべきである。このことは判旨も説示しているように、顧客が代金の支払を遅滞した場合の処理からしてもこのように解すべきだと考える。本件の理由は、その表現がやや難しいが、その結論には賛成である。

三、以上述べて来たように、Xの福岡支店は、支店たる実質を有し、本件取引はその支店においてなした取引といえるので、債務の履行地は福岡市であり、これに関する本訴の管轄も福岡地方裁判所であることになる。その意味で私は原決定を取消した判旨に賛成であるが、法制定当時とは異なり、今日では交通も発達し、東京・福岡間も費用は別として一時間余を要するの

みとなっただけでなく、電信・電話・コンピューター等の飛躍的発達によって本店の支店に対する連絡・統制は極めて容易となつてゐる。そのため、例えば銀行におけるオンラインのよう
に、支店には独自の帳簿も置いていないものもあるもので、今日の支店は、主として販売の便宜や顧客の獲得のために機能して
いるともいえる。そのため、企業によっては支店数も多く、数

キロメートルも離れない所に他の支店を置いている場合さえあ
る。このような今日の経済的実情や支店の役割等を考慮すると、
本件のような場合に管轄違を理由に移送を認めることは解釈上
はやむを得ないとしても、立法論としては、管轄も流動的の社会
に沿った解決を図るべきだと考える。

米津 昭子